

水濁基準値案と水濁 PEC の関係及び基準値設定後の対応について

1. 水濁基準値案及び水濁 PEC の関係

(単位 : mg/L)

農薬名	基準値 (案)	水田		非水田		合計 (水濁 PEC)
		PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	
インピルフルキサム	0.1	<u>0.0040</u>	—	<u>0.000033</u>	—	0.0040
テトラコナゾール	0.01	—	—	<u>0.00010</u>	—	0.00010
フェニトロチオン (MEP)	0.013	—	<u>0.00086</u>	0.0052	<u>0.00063</u> ※	0.0015※

網掛け : 水濁基準値案の 10 分の 1 以上の PEC

下線 : 水濁 PEC の算出に用いた水田 PEC と非水田 PEC

※ : 事務局算出値。

2. 基準値設定後の対応

フェニトロチオン (MEP) については水濁 PEC が水濁基準値案の 10 分の 1 未満になることが確認できなかったため、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬とし、これら農薬の使用が多い都道府県において、水質モニタリング調査の実施について検討することとする。